

相談してよかった



私たちの年金では
暮らせない・・・

持病が悪化して働けない・・・

お困りの場合には生活保護制度があります
ためらわずにご相談ください

生活保護制度とは

生活に困窮する方に対して健康で文化的な最低限度の生活を保障し、
その方の自立を支援する制度です。まずはご連絡ください。

生活福祉課
☎03-3981-1842

担当地域

駒込、巣鴨、西巣鴨、北大塚、
南大塚、上池袋、東池袋、南池袋、
西池袋1・3丁目、池袋1・2・4丁目、
池袋本町、雑司が谷、高田、
目白1・2丁目

西部生活福祉課
☎03-5917-5762

担当地域

西池袋2・4・5丁目、池袋3丁目、
目白3・4・5丁目、
南長崎、長崎、千早、要町、
高松、千川

開庁時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
(祝日・年末年始を除く)

生活保護の申請は、国民の権利です お困りの場合は、ためらわずにご相談ください

Q.

どこで相談できますか？

A.

生活福祉課・西部生活福祉課で
ご相談ください。

病気などで来庁できない場合は、
電話や手紙でも相談できます。

担当の職員がご自宅等を訪問して
お話しを伺います。



Q.

本人にかわって家族が相談
することはできますか？

A.

困っている本人にかわって、
家族や友人など身近な方が相談
をすることもできます。



Q.

どのような時に生活保護は
受けられるのですか？

A.

国が定める基準によって計算さ
れた「最低生活費」より世帯のす
べての収入が少ない時です。

世帯の収入が「最低生活費」を下
回る場合に、その不足分が支給さ
れます。



【開庁時間】 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く）

生活福祉課 ☎03-3981-1842
豊島区東池袋1-39-2

西部生活福祉課 ☎03-5917-5762
豊島区要町1-5-1



池袋駅下車 東口から徒歩5分
または Hareza池袋バス停から徒歩1分



東京メトロ有楽町線・副都心線 要町駅下車
2番出口から徒歩4分